## 固定資産税/3期

納期限 12月26日(月) 保育料

/12月分

納期限 内 0) 納付にご協力くだ

ください。 お忘れなく 納付は便利な口座振替をご利用 地・家屋 O, 動届け

1

出をお願いします。 28年中に土地の現況地目を変更さ れたり、 には平成28年12月28日までに届 の所有者に課税されます。平成 固定資産税は、 家屋を取り壊された場合 毎年1月1日 現

2

さと納税の内容を記載してくださ と特例が受けられなくなります。 係る申告特例申請書」を提出す 税 そのため、 請された方でも、 くても控除がうけられます。 (寄付) しかし、ワンストップ特例を申 確定申告や住民税申告をしな 先に「寄付金税額控除に 必ず確定申告時にふる

ホ

 $\Delta$ 

ペ

1

さい。

役場税務課へ届け出をしてくだ

登記をしていない家屋

してください。

総務部税務課 問合せ先

検索してください。

ただくか、

「総務省ふるさと納税」と

do/080430\_2\_kojin.html) をご覧

# ストップ特例制

度です。 い給与所得者や年金所得者等 ふるさと納税 確定申告や住民税申告を行わな 税務手続きが簡素化される制 (寄付) をした場合

あります。 は、 ワンストップ特例を受けるため 左記の条件を満たす必要が

年収2、000万円を超える所 得者や、医療費控除のために確 定申告をされる方を除きます。 確定申告や住民税申告が不 な給与所得者等であること 年間のふるさと納税 (寄付

条件を満たす場合はふるさと納 先が5自治体以下であること 確定申告をする n siki/jichi\_zeisei/czaisei/czaisei\_se 確定申告を行う場合 http://www.soumu.go.jp/main\_so しくは **伊爾書** 総務省

◎土地の所有者変更や分筆等

法務局にて移転登記をしてくだ

らい。

家屋の所有者変更や取り壊

登記をしている家屋

法務局へ移転または滅失登記を

ワンストップ特例が適用される場合 ふるさと納税 +ワンストップ特例申請書の提出 ふるさと納税先 団体 ふるさと納税を した方 確定由告が不要な 給与所得者等が対象 5団体以内の ふるさと納税の場合で、 確定申告を行わない場合 0 ふるさと納税をした 納税者の控除に必要な 翌年度分の住民税の減額 情報を連絡 住所地市町村 (都道府県)

## ふるさと納税先 団体 受領書 ふるさと納税を した方 3 **a** 確定申告 (受領書添付) ふるさと納税を した年分の所得 ふるさと納税をした 翌年度分の住民税の 税から還付 受領書 ③ 申告情報の共有 住所地市町村 (都道府県) 税務署

## けいざつだより 内犯罪状況(28年10月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
10 月	1	0	0	0	0
1~10月	3	3	0	1	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
10 月	1	0	0	0	0
1~10月	4	0	0	0	3
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
10 月	2	0	0	3	
1~10月	15	9	0	15	

